

財政援助団体等監査指摘事項

監査対象機関名	千早赤阪村人権協会
監査実施年月日	令和3年11月19日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>千早赤阪村より補助等を受けた事業の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が作成した決裁文書に会長、副会長の決裁印が抜けているものが一部見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の印をもらって、改善いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権の啓発物品としておしぼりセット、シャープペンを購入し、配布しているが、購入を令和2年度末に実施し、配布を令和3年度に実施していた。このことは地方自治法第208条第2項の「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない」という会計年度独立の原則に抵触するものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度より当初に啓発物品を購入するよう改善いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の実績報告に人権啓発カレンダー及び人権ポスターの作成並びに人権相談を実施したと記載しているが、当該事業を実施したのは人権協会ではなく千早赤阪村であり、人権協会の実績報告書に記載するのは不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回から人権協会の実績報告書には、「人権啓発カレンダー及び人権ポスターの作成並びに人権相談を実施した」と記載しないようにいたします。